

舞鶴市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴市男女共同参画推進条例(平成26年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(苦情等の申出)

第3条 条例第16条第1項の規定による苦情等の申出を行う者は、苦情・意見申出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

(苦情等の処理)

第4条 市長は、条例第16条第1項の規定による苦情等の申出を処理したときは、その結果を苦情・意見処理結果通知書(様式第2号)により、当該申出者に通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 舞鶴市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、審議会又は部会の会議に、関係者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民文化環境部人権啓発推進室啓発推進課において処理する。

(平28規則13・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成28年3月31日規則第13号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

苦 情 ・ 意 見 申 出 書

(宛先) 舞鶴市長

住所
申出者 氏名
電話

舞鶴市男女共同参画推進条例第16条第1項の規定により、次のとおり苦情・意見の申出をします。

申出の趣旨及び理由	
関係する市の部署の名称	
他機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> 相談している 相談先 相談の状況及び結果
	<input type="checkbox"/> 相談していない
備 考	

注意

- 1 団体等が申出を行う場合は、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 市外にお住まいで、市内に在勤(在学)をする方は、備考欄に勤務先又は学校名及びその所在地を記入してください。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

苦情・意見処理結果通知書

様

舞鶴市長



年 月 日で申出のあった苦情又は意見の処理結果について、舞鶴市男女共同参画推進条例施行規則第4条の規定により、次のとおり通知します。

申出の趣旨及び理由	
処理結果	
備 考	